

一般財団法人岩手県建築住宅センター適合証明業務手数料規程

(令和元年10月1日施行)

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人岩手県建築住宅センター適合証明業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、一般財団法人岩手県建築住宅センター（以下「センター」という。）が実施する適合証明業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(手数料の額)

第2条 業務規程第13条第1項に規定する適合証明業務の検査手数料は、申請1件につき下表に定めるとおりとする。

(1) 戸建て新築住宅 (税込)

融資の区分等		設計検査	中間検査	竣工検査
フラット35		14,300円	17,600円	17,600円
財形住宅融資・積立者向け融資				
フラット 35S	認定書等有	16,500円	19,800円	19,800円
	省エネ（一次エネ以外） バリアフリー、耐久・可変性			
	一次エネルギー消費量等級、 耐震性	19,800円		
竣工特例		—	—	55,000円
変更設計検査		6,600円	—	—
中間・竣工再検査		—	11,000円	11,000円

※1：確認検査申請をセンターに同時申請の場合は、2,200円割引く。（竣工特例を除く。）

※2：認定書等とは、住宅金融支援の設計登録住宅、長期優良住宅、認定低炭素住宅、その他基準に適合することが確認できる書面をいう。

※3：異なる区分を複数選択した場合は、選択した区分の中で最も高い手数料とする。

(2) 共同建て新築住宅

戸当たり (税込)

融資の区分等		一般申請 (分譲)		一括申請	
		設計検査	竣工検査	設計検査	竣工検査
フラット35		14,300円	17,600円	11,000円＋ 3,300円×戸	14,300円＋ 3,300円×戸
財形住宅融資・積立者向け融資					
フラット 35S	認定書等有	16,500円	18,700円	13,200円＋ 3,300円×戸	14,300円＋ 4,400円×戸
	省エネ（一次エネ以外）、 バリア、耐久・可変性				
	一次エネルギー消費量等級	19,800円		16,500円＋ 3,300円×戸	
	耐震性	44,000円	19,800円	40,700円＋ 3,300円×戸	
賃貸住宅	省エネ住宅	—	—	11,000円＋ 3,300円×戸	14,300円＋ 3,300円×戸
	サービス付き高齢者向け住宅				
	まちづくり融資				

規模加算 (1,000㎡以上)	別途見積			
変更設計検査	6,600円	—	6,600円×戸	—
竣工再検査	—	11,000円	—	11,000円×戸

※1：確認検査申請をセンターに同時申請の場合は、2,200円割引く。

※2：認定書等とは、住宅金融支援の設計登録住宅、長期優良住宅、認定低炭素住宅、その他基準に適合することが確認できる書面をいう。

※3：異なる区分を複数選択した場合は、選択した区分の中で最も高い手数料とする。

(3) 既存住宅 (リフォーム)

戸当たり (税込)

融資の区分等		現場検査	
		戸建て住宅	共同住宅
耐震		33,000円	33,000円
バリアフリー (高齢者返済特例)			
財形住宅	リ・ユース	27,500円	27,500円
	リ・ユースプラス	30,800円	30,800円
再検査		11,000円	11,000円

(4) 中古住宅

戸当たり (税込)

融資の区分等		現場検査 (戸建て・共同住宅共通)	
		右記以外の住宅	旧耐震基準住宅
フラット35		44,000円	77,000円
財形住宅融資・積立者向け融資			
フラット35S (評価書等有)	中古タイプ基準	55,000円	88,000円
	省エネ (一次エネ以外)、バリア、耐久・可変性基準		
	一次エネルギー消費量等級基準		
	耐震性基準		
フラット35S (評価書等無)、棟単位の証明		別途見積	
リフォーム一 体型、リノベ	一般基準	66,000円	99,000円
	省エネ (一次エネ以外)、バリア、耐久・可変性基準	77,000円	110,000円
	一次エネルギー消費量等級基準	88,000円	121,000円
	耐震性基準	99,000円	132,000円
再検査		11,000円	11,000円

※1：旧耐震基準住宅とは、建築確認日が昭和56年5月31日以前又は新築時期（表示登記の原因の日付）が昭和58年3月31日以前の住宅をいう。

※2：認定書等とは、住宅金融支援の設計登録住宅、長期優良住宅、認定低炭素住宅、その他基準に適合することが確認できる書面をいう。

※3：リフォーム一体型で事前確認の必要がない場合は、22,000円割引く。

※4：既存住宅瑕疵保険をセンターに同時申請の場合は、11,000円割引く。

（手数料の支払期日及び納入方法）

第3条 手数料の支払期日は、センター適合証明業務約款第4条の規定による。

2 納入方法は、銀行振込、現金納入又は一括納入（センターと協定を締結した場合に限る。）のうちいずれかとする。

（適合証明書等の再交付料金）

第4条 適合証明書の再交付については、再交付料金として5,000円（税込）とする。

附則

1 従前の「センター適合証明（新築住宅）業務手数料規程（平成15年10月1日施行）」、「センター適合証明（中古住宅）業務手数料規程（平成16年10月1日施行）」及び「センター適合証明（リフォーム）業務手数料規程（平成19年4月1日施行）」は廃止する。

2 この規定は、令和元年10月1日から施行する。